

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の翌
日か、
が休日
のとき
の翌日)

規 則

鳥取県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇規 則 鳥取県条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

目 次

公布された規則のあらまし

◇鳥取県条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 県税の賦課徴収に関する納税通知書等の様式を改めることとした。（第二条の二、第五十条、様式関係）
- 二 県税事務所に係る出納員又は分任出納員が収納した現金を払い込むべき金融機関を指定金融機関に限ることとした。（第十二条関係）
- 三 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 四 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。
- 五 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県規則第十四号

鳥取県条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二各号列記以外の部分中「第六号」を「第五号」に改め、同条第一号イ中「第一号様式」を「第一号様式から第一号様式の三まで、第一号様式の八及び第五号様式の二」に改め、同号ロ及び同条第二号中「第一号様式の二」の下に、「第一号様式の八、第五号様式の二及び第六十一号様式」を加え、同条第四号を削る。

第五条第一項中「第二号様式による」を「別に定める」に、「徴収決定の手續」を「徴収の決定」に改め、同条第二項中「徴収決定の手續」を「徴収の決定」に、「徴収決定した」を「決定をした」に、「事由」を「理由」に改める。

第九条の見出し中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に改める。

第二十条第四項を削る。

第二十一条第二項中「現金領収証書用紙及び収納現金引継簿」を「現金

領収証書用紙・収納現金引継簿」に改める。

第二十二條第一項中「現金領収証書用紙及び収納現金引継簿」を「現金領収証書用紙・収納現金引継簿」に改め、同條第二項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改め、同條第三項中「第二十一号様式」を「第十九号様式の四」に、「現金払込書」を「払込書」に、「直ちに」を「当該収納若しくは引継のあつた日又はその翌日」に、「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

第三十條第一項中「次の各号に」を「別に」に改め、「備え」の下に「別に定めるところにより」を加え、同項各号及び第二項を削る。

第五十條中「かかる」を「係る」に改め、「又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである」を、「法第四十六條第一項、條例第九條の二若しくは第一百六條の規定により自動車税を課税しないこととされていること、第一百六條の二の規定により自動車税の減免を受けたこと又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由がある」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七條の二の規定によつて呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、第六十四号様式の二による証明書を交付するものとする。

3 前項の証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。
第五十條の二中「第六十四号様式の二」を「第六十四号様式の三」に改める。

様式目次中

「第一号様式その一	納付書(個人事業税)
その二	納付書(不動産取得税、県たばこ税)
その三	納付書(固定資産税、狩猟者登録税)
第一号様式の二	納付書(自動車税)
その一	納付書(納入)書(個人)
その二	納付書(特別地方消費税、軽油)
その三	納付書(個人)納税通知書(県)
その四	納付書(狩猟者登録税、入猟税)
その五	納付書(自動車税、納税通知書(一般))
その六	納付書(自動車税、納税通知書(証紙徴収))
第一号様式の四	納付書(軽油引取税、納税通知書(普通徴収))

(普通徴収)、鉾区税、入猟税(普通徴収)	第一号様式その一	納付書(個人事業税)
決定)、県たばこ税、引取税)	第一号様式その二	納付書(不動産取得税)
たばこ税(普通徴収)、普通徴収)	第一号様式その三	納付書(固定資産税)
の方法によつて徴収する	第一号様式その四	納付書(自動車税)
	第一号様式その五	納付書(特別地方消費税)
	第一号様式その六	納付書(個人)納税通知書
	第一号様式その七	納付書(狩猟者登録税)
	第一号様式その八	納付書(入猟税)
	第一号様式その九	納付書(自動車税)
	第一号様式その十	納付書(証紙徴収)
	第一号様式その十一	納付書(普通徴収)

第一号様式の四 削除

(第2期)
 (口座振替)
 (口座振替)
 (口座振替)
 (口座振替)
 (県民税利用割(更正、決定)
 (ゴルフ場利用税(申告納入)、
 (軽油引取税(申告納入、
 (特別地方消費税
 (共通)
 (個人事業税(一般)
 (人事業税(口座振替)
 (不動産取得税(一般)
 (不動産取得税(連帯納税義務者)
 (たばこ税(普通徴収)、狩猟者登録税・入猟税(普
 通徴収)
 (自動車税(一般)
 (自動車税(口座振替)
 (自動車税(証紙徴収の方法によつて徴収することが
 課する固定資産税)

の八
 その一 督促状(一般)
 その二 督促状(条例第百十三条の四の規定により徴収する自動車
 税)を
 「第一号様式の八その一 督促状(納入)書(一般)
 その二 督促状(自動車税(証紙徴収の方法
 い場合)、自動車取得税(更正、決定)
 収)」を

によつて徴収することができな
 狩猟者登録税・入猟税(普通徴
 収)に、「第二号様式 調査決定決議書」
 を「第二号様式 削除」に、「第五号様式の二その一 税額等変更通知
 その二 自動車税税額変

に、「第一号様式

「第五号様式の二その一 税額等変更通知書(納付書)
 その二 税額等変更通知書(個人事業
 税額等変更通知書(不動産取
 入猟税(普通徴収)、県が課す
 自動車税税額変更通知書
 更
 更通知書」を
 その三
 その四
 その五

個人事業税(一般)
 (口座振替)
 (普通徴収)、
 軽油引取税(普通徴収)
 (固定資産税)
 過誤納金還付(充当)通知書(一般)
 自動車税過誤納金還付(充当)通知書
 歳入金支払通知書
 還付(充当)通知書」に、「第十九号様式の三 現金領収証書用紙及び
 引継簿」に、「第二十一号様式その一 現金払込書(県税事務所)を
 その二 現金払込書(税務課)」を
 「第十七号様式その一
 その二
 その三

第十九号様式の三 現金領収証書用紙・収納現金
 引継簿」に、「第二十一号様式その一 現金払込書(県税事務所)を
 その二 現金払込書(税務課)」を

号様式から第四十五号様式まで 削除」に、「第六十一号様式 更正決

定通知書(ゴルフ場利用税、軽油引取税)」を「第六十一号様式 更正

決定通知書・納付(納入)書(ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油

引取税、加算金)」に、「第六十三号様式 更正決定通知書(特別地方

消費税・加算金)」を「第六十三号様式 削除」に、「第六十四号様式

自動車税納税証明書
の二 納税済印」を 「第六十四号様式 自動車税納税証明書(納
第六十四号様式の二 自動車税納税証明書
第六十四号様式の三 納税済印

付書用)

(窓口交付用) に改める。

第一号様式から第一号様式の四までを次のように改める。

第一号様式その一(第二条の二関係)

鳥取県) 領収済通知書(公) 県 税

住所 年度 個人 事業 税

納税番号 CD

納税額 延滞金 計

納税期 限

納税場所

納税日付印

第2期税額

延滞金	
合計	

納税期 限

数字の記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名

鳥取県 部県税事務所長・出納員 殿

指定金額 延滞金 計

納税日付印

鳥取県) 納付書(公) 県 税

住所 年度 個人 事業 税

納税番号 CD

納税額 延滞金 計

納税期 限

納税場所

納税日付印

第2期税額

延滞金	
合計	

納税期 限

納付場所

納税日付印

統轄・店 御中

日付

納税日付印

鳥取県) 領収証(公) 県 税

住所 年度 個人 事業 税

納税番号 CD

納税額 延滞金 計

納税期 限

納税場所

納税日付印

納税貯蓄組合番号

第2期税額

延滞金	
合計	

納税期 限

第2期分の納税について(お知らせ)

個人事業税第2期分について、上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長

印

上記金額を納税しました。

納税日付印

(備考) この納付書は、個人事業税の第2期分の納付について使用すること。

第一号様式その四 (第二条の二関係)

(鳥取県)

領収済通知書

(公) (県税)

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

振票ID
 年度 所収日 期 別 区分(CD)
 事由 納税番号 税 種(CD)
 欄ID

お願い：この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

年度	自動車税	税 額	延滞金	合 計
01	1234			
56	789			

下記の字体に従って記入してください。
キヤンペを記入しないでください。

氏名

鳥取県 郡 町 村 支 庁 支 店 支 所 支 店 支 所 支 店 支 所

指定金融機関名	領収日付印	領収日付印
振替口座番号		
振替口座名		

(鳥取県)

納付書

(公) (県税)

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

住所
氏名

年度	自動車税	税 額	延滞金	合 計

納 期 限

統 轄 店 御 中

領収日付印	領収日付印
口 付	口 付
円	円

(鳥取県)

領収証書

(公) (県税)

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

住所
氏名

年度	自動車税	税 額	延滞金	合 計

納 期 限

上記金額を領収しました。

領 収 日 付 印

口座振替金融機関番号	
領 収 日 付 印	

(備考) この納付書は、口座振替の方法により納付する自動車税について使用すること。

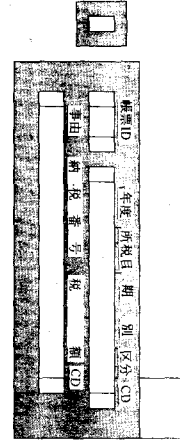
第一号様式その五 (第二条の二関係)

(鳥取県)

領収済通知書

公 県税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------



お願い: この用紙は、汚したり、折り曲げないでください。

年度	自動車税	税額	
下記の字体に従って記入してください。		延滞金	
0	1	2	3
4	5	6	7
8	9	合	計
56789		計	

鳥取県 部課税事務所長 出納員 殿

指定金額 欄内名 (印)	額	日	付	印
額	日	付	印	印

(鳥取県)

納 付 書

公 県税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

住 所
氏 名

納付場所	税 額	
	延滞金	
	合 計	
納 期 限		

統 轄 店 御 中

日	計	口	印
日	計	口	印

(鳥取県)

領 収 証 書

公 県税

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

住 所
氏 名

年度	自動車税	税 額	
		延滞金	
		合 計	
納 期 限			

上記金額を領収しました。
領 収 日 付 印

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額の納付について使用すること。

(裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの間については年7.3パーセント)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

(1) 申告して納入又は納付すべき税金に係るもの
ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
イ 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限までの翌日から1月を経過する日までの期間
(2) 納税通知書により告知された税額に係るもの
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(第3片裏面)

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.8パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.8パーセント)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
ナ 期限後に申告納付又は申告納入する税額

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

イ 更正又は決定による不足税額

当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 納税通知書により告知された税額に係るもの
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

払い込むべき場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

及び県内各郵便局

第一号様式の二その三(第二条の二関係)

(第1片)

(鳥 取 県) 納 付 (納 入) 書 (公) 県 税

口座番号 加入者

(納付者)

課税年度	税 目 名	登 録 番 号
税目	期別(行為年月)	課税区分
税 額	延 滞 金	納 税 番 号
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重 加 算 金	
合 計		
納 期 限	課 税 事 務 所	領 収 日 付 印
日 計		

(第2片)

(鳥 取 県) 領 収 通 知 書 (公) 県 税

口座番号 加入者

(納付者)

課税年度	税 目 名	登 録 番 号
税目	期別(行為年月)	課税区分
税 額	延 滞 金	納 税 番 号
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重 加 算 金	
合 計		
納 期 限	課 税 事 務 所	領 収 日 付 印
	指定金融機関名 (取りまとの店)	
	取りまとの助	

(第3片)

(鳥 取 県) 領 収 証 書 (公) 県 税

口座番号 加入者

(納付者)

課税年度	税 目 名	登 録 番 号
税目	期別(行為年月)	課税区分
税 額	延 滞 金	納 税 番 号
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重 加 算 金	
合 計		
納 期 限	課 税 事 務 所	領 収 日 付 印
	上記金額を課税しました。	

(備考) この納付(納入)書は、金融機関の窓口へ配置して納付(納入)の用に供すること。

第一号様式の三その一(第二条の二関係)

(表面)

(鳥取県) **領収済通知書** (公) (県) (税)

個人 個人事業税
 年度 _____

納税者ID: _____
 住所: _____
 納税区分: _____
 納税種別: _____
 納税額: _____

延滞金 _____
 合計 _____

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

氏名 _____

鳥取県 部県税事務所長・出納員 殿
 領収日付印 _____

領収金額 (100円) _____
 領収日付印 _____

(鳥取県) **納付書** (公) (県) (税)

個人 個人事業税
 年度 _____

住所 _____
 氏名 _____

納税者ID: _____
 住所: _____
 納税区分: _____
 納税種別: _____
 納税額: _____

延滞金 _____
 合計 _____

納期限 _____
 納付場所 _____

納付金額 (100円) _____
 納付日付印 _____

納付場所 納付日付印 _____

(鳥取県) **納税通知書兼領収証書** (公) (県) (税)

個人 個人事業税
 年度 _____

住所 _____
 氏名 _____

課税年度 年度 所得年 年 納税番号 _____

納税貯蓄組合番号 _____
 第1期(随時)税額 _____
 延滞金 _____
 合計 _____

第2期(随時)税額 _____
 納期限 _____

上記のとおり納付してください。
 年 月 日
 鳥取県 部県税事務所長 [印]

上記金額を納付しました。
 領収日付印 _____

◎裏面をお読みください。

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

第一号様式の三その二(第二条の二関係)
(表面)

(鳥取県) 納 税 通 知 書 ② (県 税)


住所 年度 個人事業税

氏名

課税年度	所得年	納税番号
年度	年	
課税標準額	税率	額
第 種	%	円
第1期(随時)税額	円	納期限
第2期税額	円	納期限
口座振替金融機関番号		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部長税務事務所長 

納付書はあなたが指定した金融機関へ送付しましたので、
預金不足がありませんようお願いいたします。
◎裏面をお読みください。

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法により納付される個人事業税について使用すること。

(裏面)

1 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しなため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合
納税者は、この賦課の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

(裏面)

◎課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2、鳥取県税条例第61条の規定により賦課されたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その四 (第二条の二関係)

(表面)

不動産取得税の納付について (お知らせ)

この納税通知書は、あなた方が共同で取得された不動産(土地・家屋)に対する不動産取得税です。共同取得者は連帯納税義務があるので、同じ税額をそれぞれ通知しております。ついては、おてに送付しました納付書(他の共同取得者には送付しておりません。)に記載された税額を次の方々で御相談の上、必ず納期限までに納付してください。

納税通知書

課税年度	納税番号	不動産取得税
------	------	--------

住所

氏名

住所	持分	住所	持分
氏名		氏名	
住所	持分	住所	持分
氏名		氏名	
住所	持分	住所	持分
氏名		氏名	
住所	持分	住所	持分
氏名		氏名	

課税標準額	税率	税額	円
不動産の種類	納付すべき税額		円
共有者	持分	延滞金	
		合計	
納期限			
不動産の所在地			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

◎裏面をお読みください。

(備考) この納税通知書は、不動産取得税の連帯納税義務者に対する通知に使用すること。

(裏面)

◎課税の根拠

この県税は、地方税法第73条の2、鳥取県税条例第61条の規定により賦課されたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その五 (第二条の二関係)

(表面)

税 納 税 通 知 書

県 税	口 座 番 号	加 入 者
第 号	(納付者) 所 名	
年 度	住 氏 名	
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率
期 別	納 期 限	税 額
		十 万 千 百 十 円
納付場所		

上記のとおり納付してください。

1 この県税は、地方税法第 条、鳥取県税条例第 条の規定により賦課されたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に及び、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 関

(裏面)

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

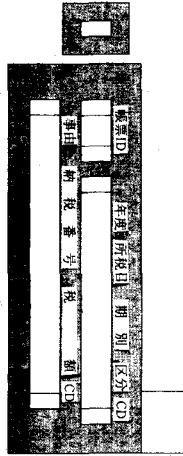
(備考) この納税通知書は、県たばこ税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、狩猟者登録税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。))並びに軽油引取税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用すること。

第一号様式の三その六(第二条の二関係)

(表面)

(鳥取県) 領収済通知書 (公) 県税

口座番号 加入者 登録番号 納税番号



お願い:この用紙は汚したり、折り曲げないでください。

年度 自動車税
下記の字体に従って記入してください。
011234
56789

税額	延滞金	合計

円

氏名 鳥取県 部県税事務所長・出納員殿

指定金額(納付までの期)	領収日付印	領収日付印
取りまとめ局		

(鳥取県) 納付書 (公) 県税

口座番号 加入者 登録番号 納税番号

住所

氏名

年度 自動車税

税額	延滞金	合計

納期限

円

氏名 統轄店 御中

日計	口	領収日付印	領収日付印
	円		

(鳥取県) 自動車税納税通知書・領収証書 (公) 県税

口座番号 加入者 登録番号 納税番号

住所

氏名

納税貯蓄組合番号

年度	税額	延滞金	合計

納期限

円

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長

指定金額を領収しました。
領収日付印

◎裏面をお読みください。

第一号様式の三その七(第二条の二関係)
(表面)

(鳥 取 県)
自動車税納税通知書 (県税)

口座番号	加入者	登録番号	納税番号
------	-----	------	------

住所

氏名

年度	税 額					円
納 期 限						
口座振替金融機関番号						

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長



◎裏面をお読みください。

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法による納付の申出を行った納税者に対する通知に使用すること。

(裏面)

◎課税の根拠
この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県条例第109条及び第113条の4の規定によって自動車の所有者に課せられたものです。

◎延滞金
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県条例第114条の規定によつて申告してください。

2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

4 納付書は、あなたが指定した金融機関に送付してあります。納期限までに、預金残高等の確認をお願いします。

◎納付場所

- 鳥取県指定金融機関
- 鳥取県指定代理金融機関
- 鳥取県収納代理金融機関
- 及び県内各郵便局

第一号様式の三その八(第二条の二関係)

(表面)

自動車税納税通知書

県 税	第 号	
(納付者)	登録番号	税 率
年度	納税貯蓄組合番号	口 座 振 替 区 分
税 額	百	十
納 期 限	万	千
納 付 場 所	百	十
	円	円

上記のとおり納付してください。

- この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車所有者に課せられたものです。
- この税額については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

(裏面)

お知らせ

- 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その九(第二条の二関係)

(表面)

鳥取県 領収済通知書(公) 県税

納税人 住所 年度 納税区 税

延滞金 合計 納期限

数字の記入欄 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

鳥取県 部県税事務所長・出納員 領収日付印

鳥取県 納付書(公) 県税

納税人 住所 年度 納税区 税

延滞金 合計 納期限

納付場所

納付店 領収日付印

鳥取県 納税通知書兼領収証書(公) 県税

納税人 住所 年度 納税区 税

延滞金 合計 納期限

納税通知書兼領収証書 納税番号 対象年度

鳥取県 部県税事務所長 領収日付印

○裏面をお読みください。

(裏面)

◎課税の根拠

この県税は、地方税法第178条、鳥取県税条例第118条の規定により賦課されたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その十(第二条の二関係)

(表面)

県が課する固定資産税納税通知書

県税		口座番号		加入者	
第 号	(納付者)				
年度	住氏 所名				
課税	客 体	課税標準額	税	率	
期 別	納 期	限	税	額	
第 1 期			千 百 十 万 千 百 十 円		
第 2 期					
第 3 期					
第 4 期					
納付場所					

上記のとおり納付してください。

- この県税は、地方税法第740条、鳥取県税条例第129条の規定により賦課されたものです。
- 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日 鳥取県 部県税事務所長 印

(裏面)

- お知らせ
- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
 - 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の四 削除

(裏面)

完納された後、この状が届いた場合は、行き違い
ですのであしからず御了承ください。

＜お知らせ＞

- 1 この通知が督促状の場合、督促状を発送した日から起算し10日を経過した日までに完納されなければ、滞納処分を受けさせていただきます。
- 2 この通知が督促状の場合、督促状について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から規定によつて知事に審査請求をすることができ、審査請求は、なるべく、農林事務所長を経由して提出してください。
- 3 延滞金について
納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げられる割合のそれぞれ期間については年7.3パーセント)日数をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により端数があるときは、その端数金額(100円未満であるときは、その端数金額を全額は1,000円未満で捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。
(1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの納期限後に申告納付又は申告納入する税額期間
(2) 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
納税通知書により告知された税額に係るもの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第一号様式の八その二(第二条の五関係)

(表面)

市 郡 町 村 殿		(納税者の氏名)	
第 号	督 促 状		
年 度	税 目	納 期 限	
	税 額	円	
加算金	円	加算金	円
延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額2,000円以上あるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(から までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額		
上記のとおり滞納となっていますから、至急納付してください。			
年 月 日			
鳥取県 郡県税事務所長 関			

(備考) この督促状は、自動車税(証紙徴収の方法によって徴収すること
 ができない場合に限る。)、自動車取得税(更正又は決定による場
 合に限る。)並びに狩猟者登録税及び入猟税(普通徴収の方法によ
 り徴収する場合に限る。)に係る督促について使用すること。

(裏面)

納 付 場 所	
お知らせ	
1 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けなければならないこととなります。 2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。	

第五号様式の二を次のように改める。
第五号様式の二その一(第五条の二関係)

(表面)

(鳥取県) **領 収 済 通 知 書** (公) (県) (税)

国別 個人 法人
 年度 _____ 個人 事業 税

納税者名 _____
 住所 _____
 氏名 _____

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 部県税事務所長・出納員 殿
 鳥取県 納付場所 御 中

(鳥取県) **納 付 書** (公) (県) (税)

国別 個人 法人
 年度 _____ 個人 事業 税

納税者名 _____
 住所 _____
 氏名 _____

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

(鳥取県) **税 額 等 変 更 通 知 書 兼 領 収 証 書** (公)

国別 個人 法人
 年度 _____ 個人 事業 税

納税者名 _____
 住所 _____
 氏名 _____

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 部県税事務所長

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

納税者組合番号 _____
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

納税額 _____ 円
 延滞金 _____ 円
 合計 _____ 円

納期限 _____
 数字の記入欄
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付場所 _____
 氏名 _____

納付日付印 _____
 領収日付印 _____

鳥取県 納付場所 御 中

(裏面)

1 課税の根拠

個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この税額等変更通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第五号様式の二その二 (第五条の二関係)
(表面)

(鳥取県) **税 額 等 変 更 通 知 書** ② 県 税

課税年度 年度 個人事業税

住所

氏名

区分	課税年度		所得年		納税番号
	年度	年	年	年	
通知の 税額等	千円	円	千円	円	千円
変更した 税額等	千円	円	千円	円	千円
差引額	千円	円	千円	円	千円
変更の理由	納 期 限				
口座振替金融機関番号					

さらに通知した税額を上記のとおり変更
 しましたので納付してください。

鳥取県 部県税事務所長 印
 年 月 日

納付書はあなたが指定した金融機関へ送付しましたので、預金不足
 がありませんようお願いいたします。
 ◎ 裏面をお読みください。

(裏面)

- 1 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条及び鳥取県条例第46条の規定により賦課されたものです。
- 2 延滞金等
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で徴収します。
また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。
- 3 賦課に不服がある場合
納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この税額等変更通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

(備考) この税額等変更通知書は、口座振替の方法により納付する個人事業税について使用すること。

第五号様式之二の三 (第五条の二関係)

不動産取得税 税額等変更通知書

住所
氏名

さきに納税通知書で通知した税額等を次のとおり変更しました。

年度	納税番号			
区分	通知済の税額等	変更した税額等	差引	増減額
課税標準額	%適用額			
	%適用額			
減額・減免等金額				
税額				
変更の理由				

お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務局長を經由して提出してください。
また、税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封しておりません。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

第五号様式之二の四 (第五条の二関係)

税 税 額 等 変 更 通 知 書

住所
氏名

さきに納税通知書で通知した 税の税額等を次のとおり変更しました。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

年度	納税番号	第 号	納期 第1期	第2期	差 増	引 減
区分	すでに通知済の 税額等	変更した税額等				
課税標準						
税率						
年 税 額	円	円	円	円		円
内 訳						
変更の理由						

お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務局長を經由して提出してください。

(備考) この税額等変更通知書は、県たばこ税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、自動車税(証紙徴収の方法により徴収できない場合に普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、航区税、狩猟者登録税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、県が課する固定資産税並びに軽油引取税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用すること。

第五号様式之二その五 (第五条の二関係)

(表面)

(鳥取県)
自動車税税額変更通知書

年 度	登 録 番 号	納 税 番 号
口 番 別	車 種	車 種

住 所

氏 名

納税貯蓄組合番号	通知済の税額
口座振替金融機関番号	変更後の税額
	差引増減額
変更の理由	
納 期 限	

さきに通知した税額を上記のとおり変更しましたので納付してください。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長



◎裏面をお読みください。

(裏面)

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この

通知を受けとつた日の翌日から起算して60日

以内に行政不服審査法第4条の規定によつて

知事に審査請求をすることができます。審査

請求は、なるべく県税事務所長を経由して提

出してください。

第十一号様式の四及び第十一号様式の五を次のように改める。
 第十一号様式の四 (第十四条の二関係)

鳥取県 部県税事務所扱い		提出年月日	年	月	日	県 税
取扱金融機関		住所				
		(フリガナ) 氏名				御中
		氏名				
		電話	()	—		⑩
		目				

上記について口座振替の方法によつて納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記

1. 支払預金口座

預金の種類	口座番号	名 (フリガナ)	義	通帳使用印

2. 振替開始年月日

年 月 日から

貴店が県税事務所から納付書の送付を受けたときは、①所定の納期の最終日 日 に納付書に記載の金額を1の支払預金口座から払い出して、②納期の属する月の残入金に振り替えてください。

この支払預金口座の払出しに当たつては、当座勘定取引約定書の規定、普通預金規定又は納税準備預金規定などにかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳若しくは納税準備預金払戻請求書などの提出をしないこととします。

支払預金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却してください。

受付年月日	責任者印	係 員	取引印照合

第一号様式の五 (第十四条の二関係)

鳥取県 部県税事務所長 殿		提出年月日	年	月	日	金融機関承諾印
納付書送付先金融機関名		住所				
		(フリガナ) 氏名				県 税 納 付 書 送 付 依 頼 書
		氏名				
		電話	()	—		⑩
		目				

上記について口座振替の方法によつて納付したいので、わたくしあてに送付される納付書は、上記の金融機関あて送付してください。

振替開始年月日

年 月 日から

預金の種類	口座番号	名 (フリガナ)	義

備 考

第十九号様式を次のように改める。
第十九号様式(第二十一条、第二十三条関係)

現金領収証書原符

(第1片)

課税地	納付(納入)者				税	現年課税・滞納繰越			
総計金額	円	税	日			滞納処分費			
ID 年度	所税目	期	別	区分	事由	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費
税	額	延滞	金	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計	
ID 年度	所税目	期	別	区分	事由	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費
税	額	延滞	金	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計	
ID 年度	所税目	期	別	区分	事由	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費
税	額	延滞	金	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計	
基	本	額	延滞	金	納税番号	過少・不申告加算金	重加算金	滞納処分費	計
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日
自	至	年	月	日	日	日	日	日	日

上記金額を領収いたしました。

年 月 日

鳥取県 部長 所属分任出納員(事務吏員) 氏 名

No

(第3片)
現金領収証書(県税)

課税地		納付(納入)者		納税目		税		現年課税・滞納繰越															
ID	年度	所税目	期	別	区分	事由	納税番号	滞納	延分														
総計金額		円		税		目		税															
税		額		延滞		金		重加算金															
ID		年度		所税目		期		別		区分		事由		納税番号		納税		滞納		延分		費	
税		額		延滞		金		過少・不申告加算金		重加算金		合		計		滞納		延分		費			
ID		年度		所税目		期		別		区分		事由		納税番号		納税		滞納		延分		費	
税		額		延滞		金		過少・不申告加算金		重加算金		合		計		滞納		延分		費			
税		額		延滞		金		過少・不申告加算金		重加算金		合		計		滞納		延分		費			
基		本		額		延滞		金		重加算金		合		計		滞納		延分		費			
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
自		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	
至		年		月		日		延滞		金		計		算		内		訳		延滞		金	

上記金額を領収いたしました。

年 月 日

鳥取県 部員税事務所出納員(事務史員) 氏 名

所属分任出納員(事務史員)

第十七号様式の三中「現金領収証書用紙及び収納現金引継簿」や「現金領収証書用紙・収納現金引継簿」によるもの。
第十七号様式の四や次のように定める。
第十九号様式の四(第二十二条関係)
(第 1 片)

第 号	一 般 会 計						年度歳入
	千 万	百 万	十 万	万	千	百	
金 額							円
ただし、県税及び県税外収入 枚							
領収済通知書							
内 訳	月	日納付分	枚	円			円
	月	日納付分	枚	円			
	月	日納付分	枚	円			
領収済報告書							
内 訳	月	日納付分	枚	円			円
	月	日納付分	枚	円			
	月	日納付分	枚	円			
上記金額を払い込みます。							
年 月 日							
鳥取県 部県税事務所				統轄店 御中		領収日付印	
鳥取県出納員(分任出納員)				鳥取県事務吏員 氏 名			

(第 2 片)

第 号	一 般 会 計						年度歳入
	千 万	百 万	十 万	万	千	百	
金 額							円
ただし、県税及び県税外収入 枚							
領収済通知書							
内 訳	月	日納付分	枚	円			円
	月	日納付分	枚	円			
	月	日納付分	枚	円			
領収済報告書							
内 訳	月	日納付分	枚	円			円
	月	日納付分	枚	円			
	月	日納付分	枚	円			
上記金額を領収しました。							
年 月 日							
鳥取県 部県税事務所				統轄店 御中		領収日付印	
鳥取県出納員(分任出納員)				鳥取県事務吏員 氏 名			

第十七号様式の三中「現金領収証書用紙及び収納現金引継簿」を次のように改める。
第二十一号様式 削除

第二十七号様式から第四十五号様式までを次のように改める。

第二十七号様式から第四十五号様式まで 削除

第五十号様式中（記載上の注意）4のただし書を削る。

第五十三号様式の二から第五十三号様式の四までを次のように改める。

第五十三号様式の二（第三十五条の二関係）

<p style="text-align: center;">(鳥取県)</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 済 通 知 書</h3> <p style="text-align: center;">個人県民税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 税務課長 出納員 殿</p>	<p style="text-align: center;">(鳥取県)</p> <h3 style="text-align: center;">払 込 書</h3> <p style="text-align: center;">個人県民税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">株式会社 御中</p>	<p style="text-align: center;">(鳥取県)</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 証 書</h3> <p style="text-align: center;">個人県民税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">上記の金額を課税しました。</p>
--	---	---

第五十三号様式の三 (第三十五条の三関係)

法人県民税 法人事業税 加算金 更正決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

住所	年 月 日		
	鳥取県 部県税事務所長 印		
氏名			
通知書番号	法人番号	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで

区分	課税標準額(本県分) 千円	税 額 円	均等割額 円	還付利子割額 円
法人県民税 法人税割	更正(決定)額			/
	既申告(更正・決定)額			
	差引不足税額等			
法人事業税	更正(決定)額		加 算 金	過少申告
	既申告(更正・決定)額			不申告
	差引不足税額等			重
法 人 事 業 税		課 税 額	法 人 県 民 税	
更正(決定)額の算出基礎	課税標準額	税率	税 額	課税標準となる法人税額
	総 額			分割法人における課税標準
	所得金額			法人税割額 /100
	年350万円以下の金額			外国法人税等控除額
	年350万円超700万円以下の金額			仮装経理控除額
	年700万円超の金額			利子割額控除額
	計			差引法人税割額
	軽減税率不適用法人の金額			既還付利子割額納付額
	取金額			均等割額算定月数
	総 額			月
収入金額			均等割額	
合計			仮装経理繰越控除額	
仮装経理に基づく事業税の控除額			利子割額	
差 引 税 額			控除した金額	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される額			控除しなかつた金額	
区 分	対 応 税 額	率	加 算 金 額	既還付利子割額
通常分				既還付利子割額納付額
過少申告加算金				申告納期限
加重分				
計				
不申告加算金				
重 加 算 金				
延滞金	不足額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨て)は、年14.8パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額	更正(決定)の令	法人県民税 地方税法第55条 鳥取県条例第43条	法人事業税 地方税法第72条の 鳥取県条例第55条
お知らせ	この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。			納付場所
				税務官署処理年月日
				更正請求日
				指定納期限

第五十三号様式の四 (第三十五条の四関係)

県民税利子割更正(決定) 通知書
加算金決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

住所		年 月 日	
氏名		鳥取県 部県税事務所長 団	
		通知書番号	納税番号
特別徴収義務者番号		申告納入営業所	
支払年月	年 月 分	利子等の種類	

区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重加算金			

過少申告加算金		不申告加算金	
加算金の算出基礎	対応税額 A 円	対応税額 C	円
	Aのうち上乗せ加算対象税額 B	加算金額(C×)	
加算金額	A×	重加算金	
	B×	対応税額 D	円
	計	加算金額(D×)	

指定納期限		更正根拠(法令)	地方税法第71条の11 鳥取県税条例第45条の8
延滞金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額	納付場所	
お知らせ	この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。		

第六十号様式及び第六十一号様式を次のように改める。
第六十号様式(第四十二条関係)

受付印		※入力確認精査検算 処理事項		納税番号		調定事由
年 月 日	年 月 日	住所	氏名 (法人名及び 代表者)	所在地	電話番号	⑩
鳥取県 部県税事務所長殿		特別徴収 義務者	経営施設	名称	自宅	経営施設
年 月 日 プルマ場利用税 納入申告書						
区 分	利用人員	①	税 率	②	税 額	①×②
通 常	の 利 用					
特 例 の 利 用 (学生、早朝・薄暮、身体障害者)						
計						

(裏面)

1 延滞金
不足税額については、年 月 日から
納付の日までの期間に応じ、税額 2,000円以上で
あるとき (1,000円未満の端数は切り捨てる。)
は、年14.6パーセント(この通知書による納期限
までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過
する日までの期間については、年7.3パーセント)
の割合で計算した金額

2 お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知
書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に
行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請
求をすることができます。審査請求は、なるべく
県税事務所長を経由して提出してください。

第62号様式の二を次のように改める。
 第62号様式の二(第四十六条関係)
 (表面)

受付印	※入力確認調査検算		納税番号	調定事由	
	処理事項				
年 月 日	住所	氏名及び (法人名及び 代表者)		⑩	
鳥取県 部県税事務所長殿	所在地				
業 種	経営施設	電話番号	自宅	経営施設	
場所指定	名称				
年 月 特別地方消費税 納入申告書					
利用区分	通用区分	総 計	課税標準	税率	税 額
		人員	料金	人員	料金
旅館に おける 利用行為	宿泊等① 宿泊者の 屋食 ② 宿泊以外③ 計①+②+③ ④				
	飲食店等における利 用行為の料金 ⑤ 区分経理食堂におけ る利用行為の料金 ⑥ 計④+⑤+⑥ ⑦				
摘 要					

(裏面)

記載上の注意

1 利用区分欄

- (1) ①欄には、宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為の料金(1泊2食+追加飲食等)の料金を記載すること。
- (2) ②欄には、宿泊者の屋食の料金を記載すること。
- (3) ③欄には、宿泊以外の料金(①、②以外のもの)を記載すること。
- (4) ⑤欄には、料理店、カフェー、バー、飲食店の利用料金を記載すること。
- (5) ⑥欄には、県税事務所長から指定を受けた飲食店(区分経理食堂)のみ、その利用行為の料金を記載すること。

2 通用区分欄

- (1) 「総計」欄には、すべての利用行為の料金を記載すること。
- (2) 「課税標準」欄には、宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為の料金が 円を超えるもの、遊興、飲食及びその他の利用行為の料金が 円を超えるものの料金を記載すること。

第六十四号様式の二を第六十四号様式の三とし、第六十四号様式の次に

次の様式を加える。

第六十四号様式の二(第五十条関係)

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査用)

年度

登録番号

上記の自動車に係る自動車税は、
滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長



本証明書の有効期限

年 月 日

この証明書がないと車検が受けられませんので
自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 登録番号欄に*****印があるもの(未納金がある場合)
- 3 訂正されたもの

領収印

附則

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定は、平成二年度以後の年度分の県税について適用し、平成元年度分までの県税については、なお従前の例による。

券

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)